



児童手当に関するお手続き一覧

次の場合は、各区役所の子育て支援課でお手続きが必要です。

★の手続きは、各支所（井川・長田・蒲原）でもお手続きができます。

		必要な手続き	持ち物
まだ静岡市で 児童手当を 受給していない人	1 児童が生まれた★	認定請求書 (新たに児童手当を受給 するための手続き)	(1) 申請者の健康保険情報確認書類 (2) 申請者の口座確認書類(通帳・キャッシュカード等) (3) 申請者と配偶者の個人番号が確認できる書類 (4) 届出者の本人確認書類 (5) (公務員でなくなった場合) 辞令書
	2 他市から転入してきた★		※児童が市外に住民登録をしている場合は、「児童の個人番号 が確認できる書類」が必要になります。
	3 公務員でなくなった		
すでに静岡市で 児童手当を 受給している人	4 児童が生まれた★	額改定認定請求書 (児童手当の額を増額 するための手続き)	・受給者の健康保険情報確認書類 ※児童が市外に住民登録をしている場合は、「児童の個人番号 が確認できる書類」が必要になります。
	5 児童を養育しなくなった	額改定届 (児童手当の額を減額 するための手続き) 又は 受給事由消滅届 (静岡市での受給資格を 消滅させる手続き)	なし
	6 児童が亡くなった	受給事由消滅届	なし
	7 受給者が市外に転出した★ (海外を含む)		なし
	8 受給者が公務員となった		・辞令書 ※公務員は勤務先から支給されます。 ※引き続き受給するためには、勤務先で手続きが必要です。
	9 受給者が拘禁された	未支払請求書 (未支払の手当を児童の 口座に振り込む手続き)	なし
	10 婚姻・養子縁組・離婚により、受 給者を配偶者に切り替えたい		なし ※配偶者は、認定請求書の提出が必要です。(認定請求書の持 ち物参照)
	11 受給者が亡くなった		・児童の口座確認書類(通帳・キャッシュカード等) ※今後児童を監護養育する方は、認定請求書の提出が必要で す。(認定請求書の持ち物参照)
	12 市内で住所が変わった	変更届 (受給者情報を 変更する手続き)	なし
	13 受給者 又は 児童の氏名が変わった		受給者の氏名が変わった場合 (1) 変更後の口座確認書類(通帳・キャッシュカード等) (2) 届出者の本人確認書類
	14 振込先の口座を変更したい 【受給者以外の口座は不可】		(1) 変更後の口座確認書類(通帳・キャッシュカード等) (2) 届出者の本人確認書類
	15 婚姻・養子縁組をした (受給者は切り替えない)		・配偶者の個人番号が確認できる書類 ※受給者の氏名が変わった場合は、13の持ち物も必要になりま す。
	16 児童と別居した(海外を含む) 又は 別居先の住所が変わった	変更届 別居監護申立書等 (受給資格を確認する手続き)	※児童が市外に住民登録をしている場合は、「児童の個人番号 が確認できる書類」が必要になります。
	17 配偶者と別居した(海外を含む) 又は 別居先の住所が変わった	変更届 個人番号届出書	・配偶者の個人番号が確認できる書類

※その他、ご質問・ご相談のある場合は、お住まいの区の子育て支援課までお問い合わせください。

【お問い合わせ】 お住まいの区の子育て支援課(各区役所内)まで

◆葵 区: ☎054-221-1093 〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

◇駿河区: ☎054-287-8674 〒422-8550 静岡市駿河区南八幡町10番40号

◆清水区: ☎054-354-2120 〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号